

○看護職員修学資金等貸与条例施行規則

昭和37年10月8日

規則第92号

改正	昭和38年3月30日規則第27号	昭和43年7月15日規則第64号
	昭和59年3月30日規則第20号	昭和61年10月6日規則第82号
	平成11年3月30日規則第30号	平成12年10月10日規則第165号
	平成14年3月29日規則第12号	平成14年10月15日規則第63号
	平成16年3月30日規則第34号	平成16年12月24日規則第88号
	平成20年3月28日規則第46号	平成27年3月27日規則第8号
	令和3年3月30日規則第18号	令和3年3月30日規則第28号

〔保健婦，助産婦，看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例施行規則〕をここに公布する。

看護職員修学資金等貸与条例施行規則

(昭43規則64・平27規則8・改称)

(趣旨)

**第1条** この規則は、看護職員修学資金等貸与条例(昭和37年鹿児島県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭43規則64・平27規則8・一部改正)

(貸与の申請手続)

**第2条** 条例第2条又は第14条の申請をしようとする者は、看護職員修学資金等貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 最終学校(養成所を含む。)の卒業時における学業成績証明書又は条例第2条各号若しくは第14条各号に掲げる学校、養成所若しくは大学院の修士課程における入学若しくは入所以後の学業成績証明書
- (2) 推薦調書(別記第2号様式)
- (3) 看護職員修学資金等貸与申請者家庭調書(別記第3号様式)

2 条例第2条第4号に掲げる者又は条例第14条第1号に掲げる者で大学院の修士課程に在籍するものが前項の申請をしようとする場合にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、看護師の免許証の写しを添えなければならない。

(平11規則30・平12規則165・平14規則12・平16規則34・平27規則8・一部改正)

(修学生の決定)

**第3条** 知事は、前条第1項の申請書が提出されたときは、これを審査して、当該申請書を

提出した者について条例第2条又は第14条の規定による契約の相手方とするか否かを決定し、その内容を当該申請書を提出した者に通知するものとする。ただし、知事は、当該審査を行う場合において必要があると認めるときは、面接を行うことがある。

(平12規則165・全改, 平27規則8・一部改正)

(申請書の提出期限等)

**第4条** 第2条第1項の申請書の提出期限及び前条ただし書の面接の実施に関し必要な事項は、毎年知事が定める。

(平12規則165・平27規則8・一部改正)

(保証人)

**第5条** 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の場合において、修学資金の貸与を受けようとする者が、未成年者である場合は保証人の1人は法定代理人とし、成年者である場合においてその者に父又は母があるときは、保証人の1人はその父又は母でなければならない。

(借用証書の提出)

**第6条** 修学生又はその保証人は、毎年4月15日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの期間において貸与を受けた修学資金に係る修学資金借用証書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、条例第6条第1項又は第16条第1項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたときは、直ちに提出しなければならない。

(平20規則46・全改, 平27規則8・一部改正)

(返還免除の申請手続)

**第7条** 条例第7条第1項若しくは第2項、第9条第1項、第17条第1項若しくは第2項又は第19条第1項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護職員修学資金等返還免除申請書(別記第5号様式)に助産師等(条例第2条に規定する助産師等をいう。以下同じ。)又は保健師の免許証の写し及び在職証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第7条第1項第2号若しくは第2項第2号又は第17条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定による免除を受けようとする場合にあつては、前項に規定する書類のほか、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたものであることを証する書類を添えなければならない。

3 条例第9条第1項又は第19条第1項の規定により、死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことによる修学資金の返還の債務の免除を受けようとする場合にあっては、第1項に規定する書類のほか、その事実を証する書類を添えなければならない。

(昭38規則27・昭43規則64・平11規則30・平12規則165・平16規則34・平27規則8・一部改正)

(返還免除の決定)

**第8条** 知事は、第7条第1項の申請書が提出されたときは、これを審査して、修学資金の返還の債務の免除の適否及び免除する修学資金の返還の債務の額を決定し、その内容を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(平12規則165・追加, 平20規則46・旧第9条繰上)

(在職期間等の計算)

**第9条** 条例第7条第1項第1号及び第9条に規定する助産師等としての在職期間を計算する場合においては、免許を取得した日の属する月から助産師等として在職しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、助産師等として在職しなくなった月において再び助産師等として在職することとなつたときは、その月を1月として算入するものとする。

2 条例第7条第2項第1号に規定する保健師等としての在職期間を計算する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「保健師等として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「保健師等」と読み替えるものとする。

3 条例第7条第1項第1号に規定する助産師等として業務に従事した経験を有するときの当該業務に従事した期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは、「助産師等として業務に従事することとなつた日」と読み替えるものとする。

4 条例第7条第2項第1号に規定する助産師等又は保健師として業務に従事した経験を有するときの当該業務に従事した期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「助産師等又は保健師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「助産師等又は保健師」と読み替えるものとする。

5 条例第17条第1項第1号並びに第19条第1項、第2項及び第4項に規定する助産師としての在職期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、

同項中「免許を取得した日」とあるのは「助産師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「助産師」と読み替えるものとする。

6 条例第17条第2項第1号並びに第19条第1項、第3項及び第4項に規定する看護師としての在職期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「看護師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「看護師」と読み替えるものとする。

7 条例第17条第2項第1号に規定する看護師として業務に従事した経験を有するときの当該業務に従事した期間を計算する場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「免許を取得した日」とあるのは「看護師として業務に従事することとなつた日」と、「助産師等」とあるのは「看護師」と読み替えるものとする。

8 前各項の規定により在職期間及び当該業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間(他種の助産師等又は保健師を養成する学校又は養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により助産師等又は保健師の業務に従事できなかった期間を含む。以下同じ。)があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(平12規則165・追加, 平14規則63・平16規則34・一部改正, 平20規則46・旧第10条繰上・一部改正, 平27規則8・一部改正)

(返還明細書)

**第10条** 条例第8条第1項各号若しくは第2項各号又は第18条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる理由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日(条例第9条第1項又は第19条第1項の規定による返還の債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する一部免除の決定の通知を受けた日)から起算して10日以内に、看護職員修学資金等返還明細書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(平11規則30・平12規則165・一部改正, 平20規則46・旧第11条繰上・一部改正, 平27規則8・一部改正)

(返還猶予の申請手続)

**第11条** 条例第11条又は第20条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護職員修学資金等返還猶予申請書(別記第7号様式)にこれらの条に規

定する修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができる場合に該当する旨を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(昭43規則64・平11規則30・平12規則165・一部改正，平20規則46・旧第13条繰上・一部改正，平27規則8・一部改正)

(返還猶予の決定)

**第12条** 知事は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査して、修学資金の返還の債務の履行の猶予の適否を決定し、その内容を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(平12規則165・追加，平20規則46・旧第14条繰上)

(学業成績証明書の提出)

**第13条** 条例第13条及び第21条に規定する学業成績証明書の提出は、毎年4月15日までに、前学年度末における学業成績を証する書面を提出することによつて行うものとする。

(平12規則165・一部改正，平20規則46・旧第15条繰上，平27規則8・一部改正)

(届出)

**第14条** 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は就業場所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたとき。
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又はその後復学したとき。
- (5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき、又は保証人についての破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- (6) 進級できなかつたこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつたとき、又はその事実の後進級したとき。
- (7) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号又は第5号に該当するとき。
- (2) 条例第7条第1項に規定する養成所等貸与者及び同条第2項に規定する大学院貸与者にあつては、県の区域内の対象施設等(同条第1項第1号に規定する対象施設等をい

う。以下同じ。)若しくは医療機関等(同条第2項第1号に規定する医療機関等をいう。以下同じ。)において、業務に従事し、若しくは従事しなくなつたとき、又はその従事する対象施設等若しくは医療機関等を変更したとき。

(3) 条例第17条第1項に規定する助産師貸与者及び同条第2項に規定する看護師貸与者にあつては、条例第14条第1号に規定する特別区域内の助産師対象施設(条例第17条第1項第1号に規定する助産師対象施設をいう。以下同じ。)若しくは対象施設等において、業務に従事し、若しくは従事しなくなつたとき、又はその従事する助産師対象施設若しくは対象施設等を変更したとき。

(4) 条例第1条に規定する看護職員の免許を取得したとき。

3 保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 修学資金の貸与を受けた者は、毎年4月15日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 4月1日における職業並びに勤務先の名称及び所在地

(平11規則30・平12規則165・平16規則88・一部改正、平20規則46・旧第16条繰上、平27規則8・一部改正)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月30日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日以降貸与した修学資金から適用する。

附 則(昭和43年7月15日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年3月30日規則第20号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年10月6日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月30日規則第30号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年10月10日規則第165号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、平成13

年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則第6条及び第10条の規定によりされている申請に係る手続については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年3月29日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成14年10月15日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月30日規則第34号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に看護職員等修学資金貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第8号）第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に同条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成16年12月24日規則第88号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日規則第46号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に看護職員等修学資金貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第8号）第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に同条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成27年3月27日規則第8号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の看護職員等修学資金貸与条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第18号）**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第28号）**

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。



別記第1号様式(第2条関係)

看護職員修学資金等貸与申請書

住 所	(〒 )			
氏 名	(フリガナ)	本人との 続柄	生 年 月 日	年 月 日生
	-----			
電 話 番 号				(満 歳)
学 校 名 称	名 称	本人との 続柄	年 月 日 入 学	年 月 日 卒 業 又 は 修 了 見 込 み
	養成所			
高等学校(中学校)	年 月 日		学 歴	
入学以後の学歴	-----		-----	
連 帯 保 証 人	住 所	(〒 )		
	氏 名	(フリガナ)	本人との 続柄	生 年 月 日
		-----		
	電 話 番 号			職 業 (勤務先)
住 所	(〒 )			
氏 名	(フリガナ)	本人との 続柄	生 年 月 日	年 月 日生
	-----			
電 話 番 号			職 業 (勤務先)	

( )の貸与を受けたいので、申請します。

なお、貸与を受けることとなつた上は、将来( )内の( )において

( )として業務に従事することを誓います。

年 月 日

本人

鹿児島県知事 殿

---

上の者が貸与を受ける( )については、本人と連帯してその返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

連帯保証人

鹿児島県知事 殿

注 申請者が大学院の修士課程に在籍している場合については、看護師の免許証の写しを添付すること。

第2号様式(第2条関係)

推 薦 調 書

学 校 養 成 所 大 学	名	年 氏 名
推 薦 所 見		

上記のとおりであつて、将来( )内の( )において( )  
として業務に従事する適任者と認め推薦します。

年 月 日

学校・養成所又は大学長  
氏 名

鹿児島県知事 殿

第3号様式(第2条関係)

看護職員修学資金等貸与申請者家庭調書

申請者氏名					生年月日	年 月 日生
現住所		(〒 ー )				
家 族 の 状 況	家族名	続柄	年齢	申請者との同居又は別居の別	職業(勤務先)又は学校名	所得額 (年額) [単位:万円]
資産の状況						



第5号様式(第7条関係)

看護職員修学資金等返還免除申請書

貸与者氏名		貸与決定 番号	
貸与総額	円		
返還未済額	円		
免除を受けようとする額	円		
貸与期間	年	月から 月まで	( 月間)
保健師 助産師 看護師 籍登録年月日 准看護師 (修士課程修了年月日)	年	月	日
対象施設等において 業務に従事した期間	年	月	日から ( 月間) 年 月 日まで

上記のとおり( )の返還の債務の免除を申請します。

年 月 日

住 所(〒 )  
氏 名

鹿児島県知事 殿

第6号様式(第10条関係)

看護職員修学資金等返還明細書

貸与者氏名		貸与決定 番号	
貸与期間	年	月から 月まで	( 月間)
上記期間中貸与を 受けなかった期間	年	月から 月まで	( 月間)
要返還額	円	貸与総額	円
		返還免除額	円
返還の理由			
返還の理由が生じた日	年	月	日
返還期日	年	月	日

看護職員修学資金等貸与条例に基づいて貸与を受けた修学資金は、上記明細書のとお  
り返還します。

年 月 日

勤務先  
住 所(〒 )  
氏 名  
電話番号

鹿児島県知事 殿

第7号様式(第11条関係)

看護職員修学資金等返還猶予申請書

貸与者氏名			貸与決定 番号	
返還未済額	円	貸与総額	円	
		返還済額	円	
		返還免除額	円	
保健師 助産師 看護師 籍登録年月日 准看護師 (修士課程修了年月日)	年 月 日			
対象施設等における 業務開始年月日	年 月 日			
猶予を受けようとする 期間	年 月から 年 月まで			
災害, 病気その他を理由とする場合はその理由				

上記のとおり, ( )の債務の履行を猶予してください。

年 月 日

勤務先  
住所(〒 )  
氏名  
電話番号

鹿児島県知事 殿